

# 資料

## 1. アンケート結果

指針改定にあたり、外国人市民、自治会、企業にアンケート調査を実施しました。  
その結果は下記のとおりです。

### (1) 外国人市民アンケート調査結果

#### 調査対象

無作為抽出による18歳以上の外国人市民300人及び市ホームページ閲覧者うち、外国人市民 計124人

#### 調査期間

令和4年6月～7月

#### 調査方法

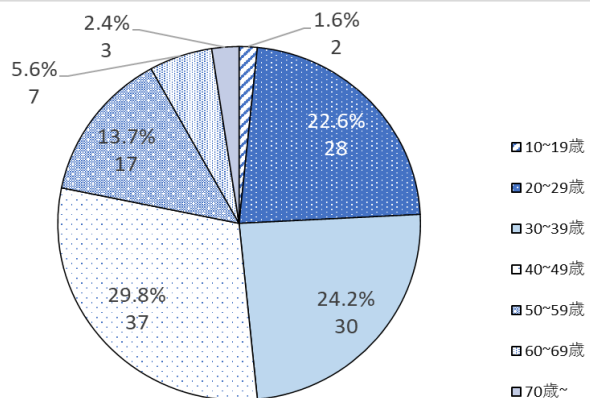
アンケート調査（郵送配布、郵送回収、市ホームページによるオンライン回答）

※ 6か国語を準備（やさしい日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語）

### 回答者の属性

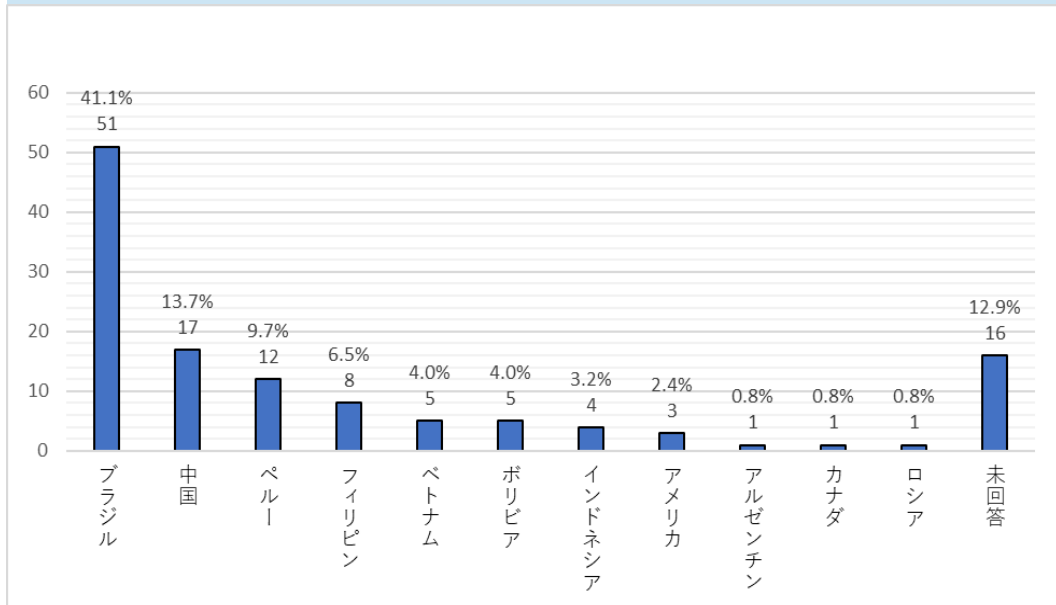
#### ■ 年齢

40歳代が29.8%と最も多く、30歳代が24.2%と続く。



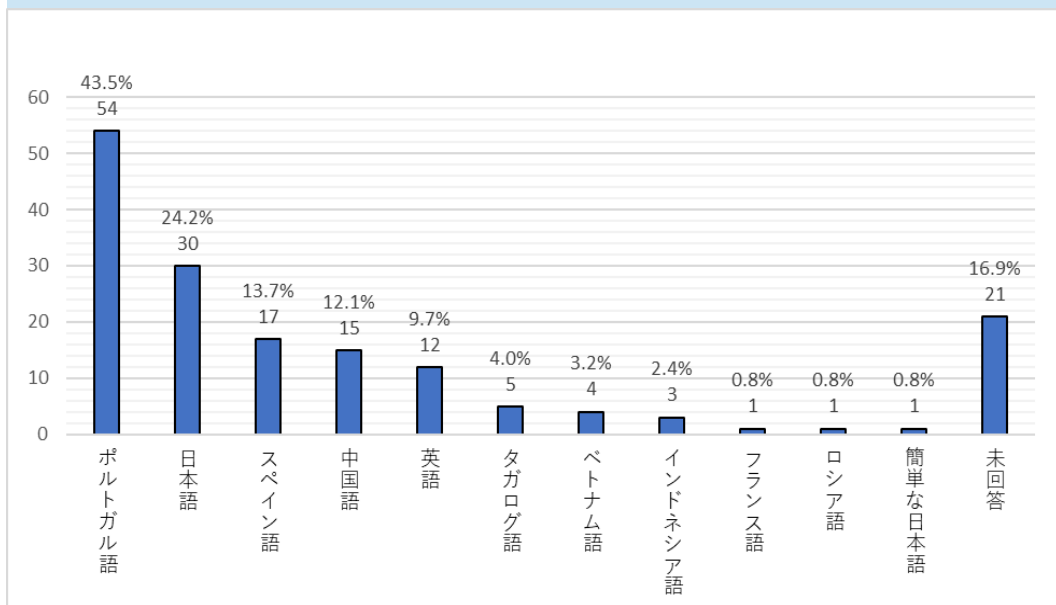
## ■ 出身国

ブラジルが41.1%と最も多く、中国が13.7%と続く。



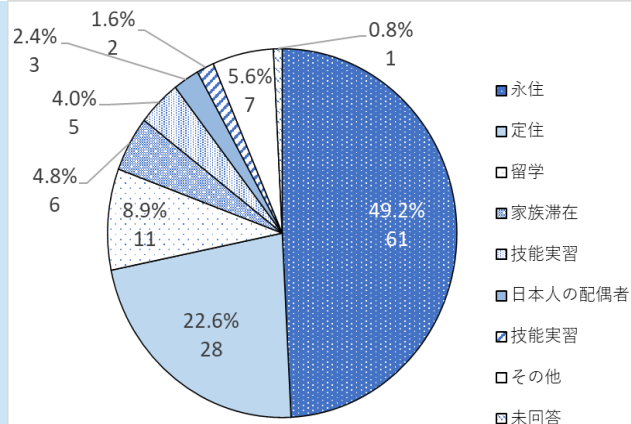
## ■ 理解できる言語

ポルトガル語が43.5%と最も多く、日本語が24.2%と続く。



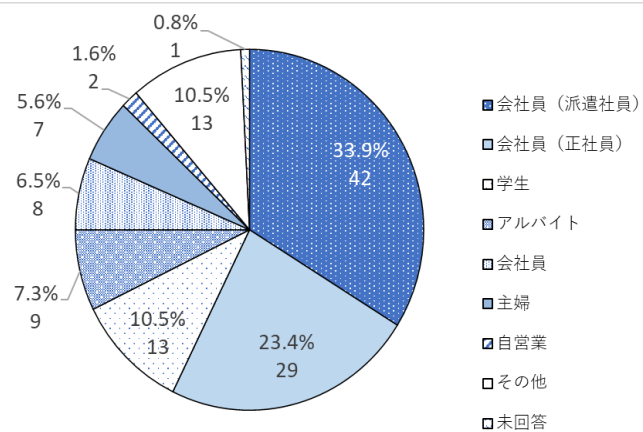
## ■在留資格

永住が49.2%と最も多く、定住が22.6%と続く。



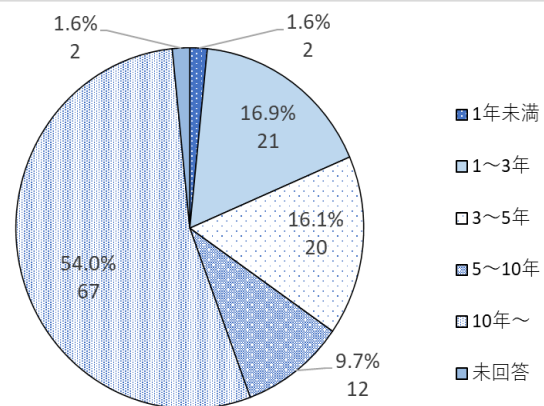
## ■職業

会社員（派遣社員）が33.9%と最も多く、会社員（正社員）が23.4%と会社員で5割以上を占める。



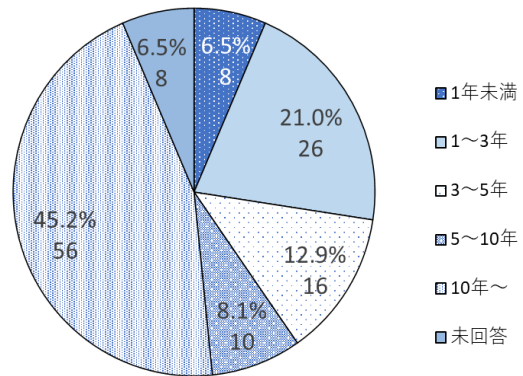
## ■日本在住年数

日本在住年数は10年以上が54.0%と最も多く、1～3年が16.9%と続いている。



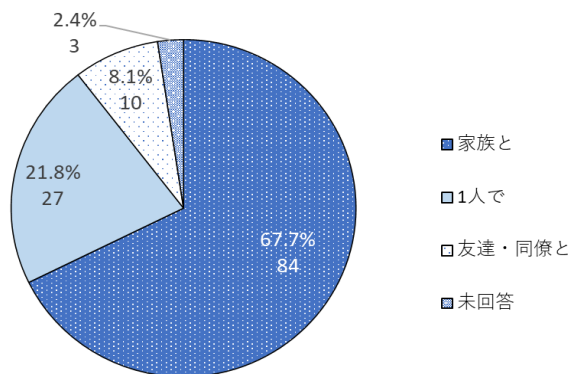
## ■長浜市在住年数

長浜市在住年数は10年以上が45.2%と最も多く、1～3年が21%と続いている。



## ■誰と暮らしているか

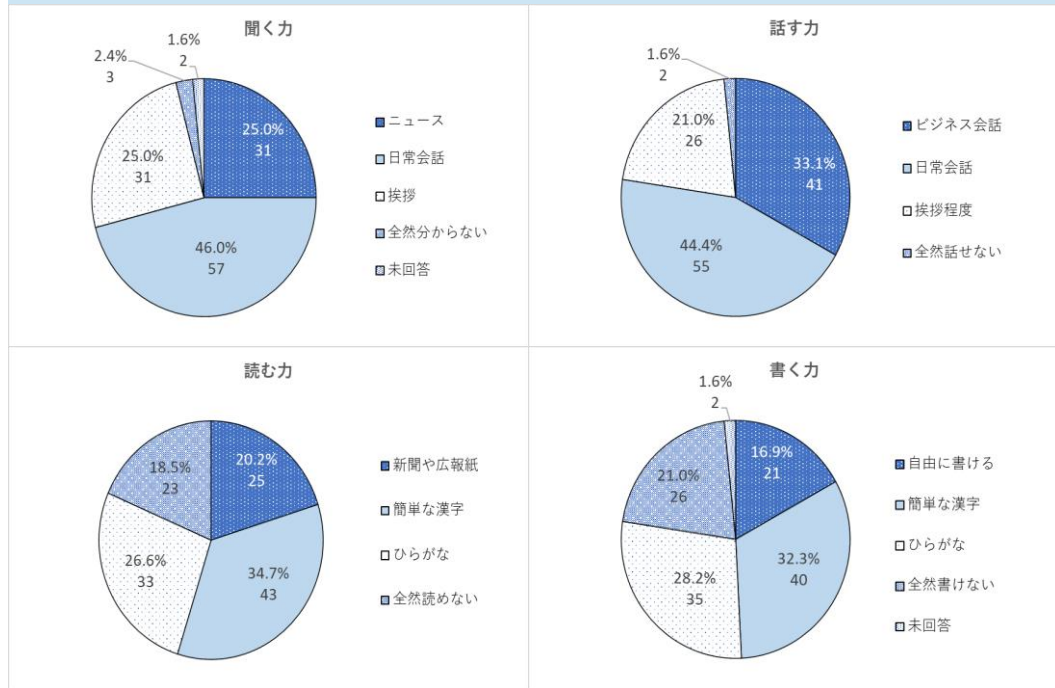
家族と暮らす人が67.7%と最も多く、一人で暮らす人が21.8%と続く。



## 日本語での学習について

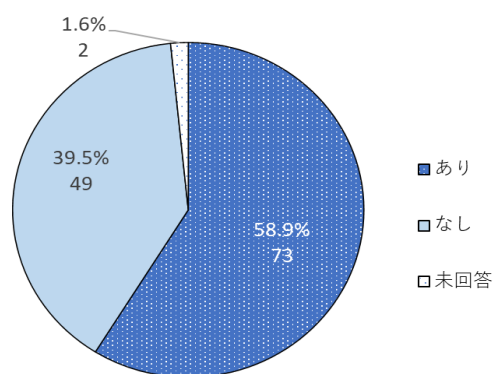
### ■日本語での会話力

日本語での会話（聞く・話す）について、7割以上が日常会話以上できると回答。日本語の読み書きでは、5割以上が簡単な漢字を読み、5割弱が簡単な漢字を書くことができる。ひらがなの読み書きができる割合を含めると、7割以上となる。



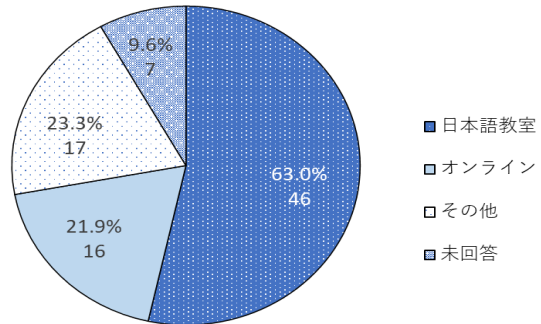
### ■日本語学習経験

日本語の学習経験は6割近い人がある。



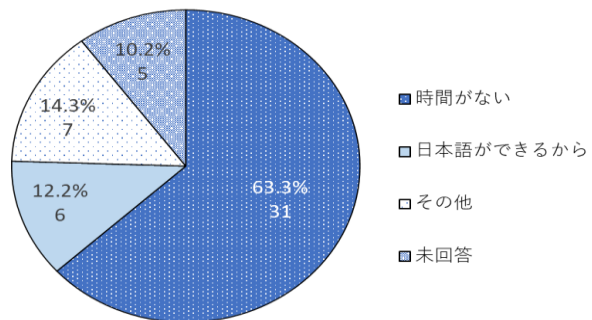
## ■日本語学習手段

日本語の学習手段として日本語教室に通う人は63.0%と6割以上を占める。



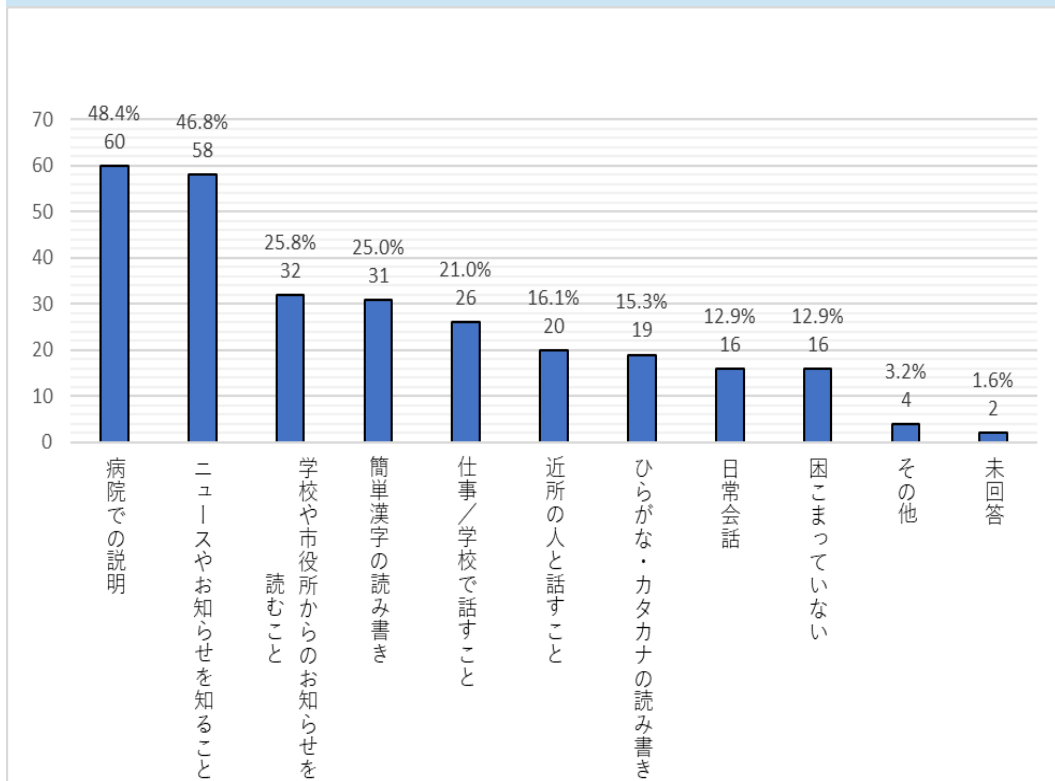
## ■日本語の勉強をしない理由

日本語の勉強をしない理由としては、時間がない人が63.3%と6割以上を占める。



## ■日本語で困ること

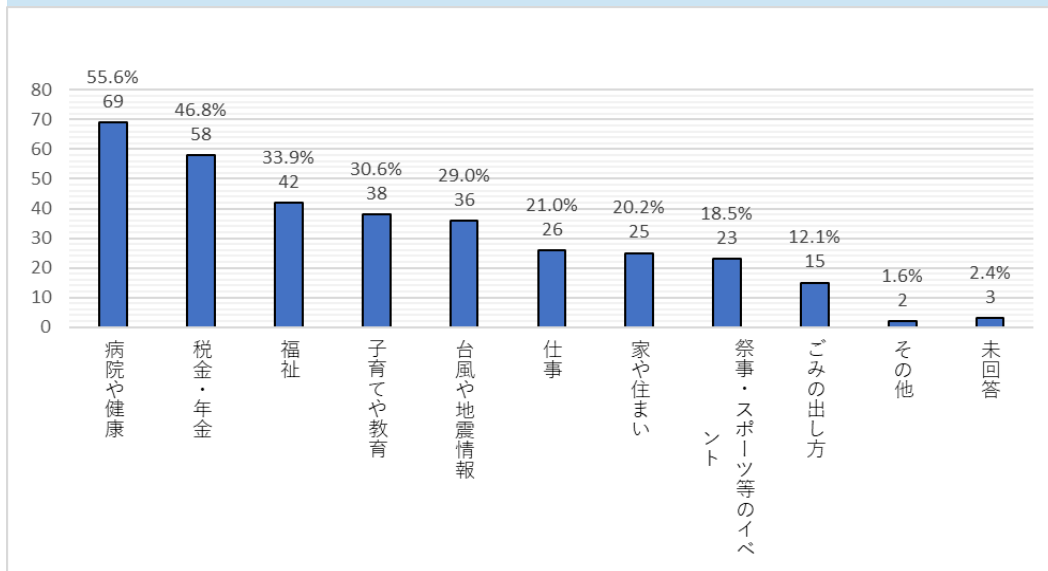
日本で暮らす外国人が日本語で困るシーンとしては、病院での説明が48.4%と約半数を占める。



## 情報について

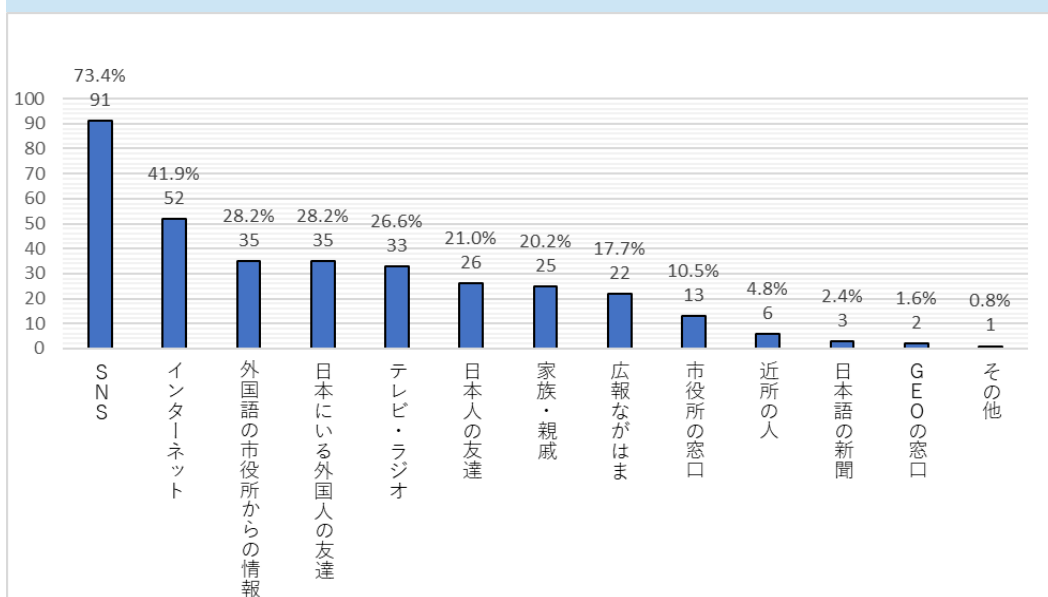
### ■生活に必要な情報

日本で暮らす外国人が生活に必要なとする情報は、病院や健康が55.6%と半数以上を占めている。



### ■生活情報の入手方法

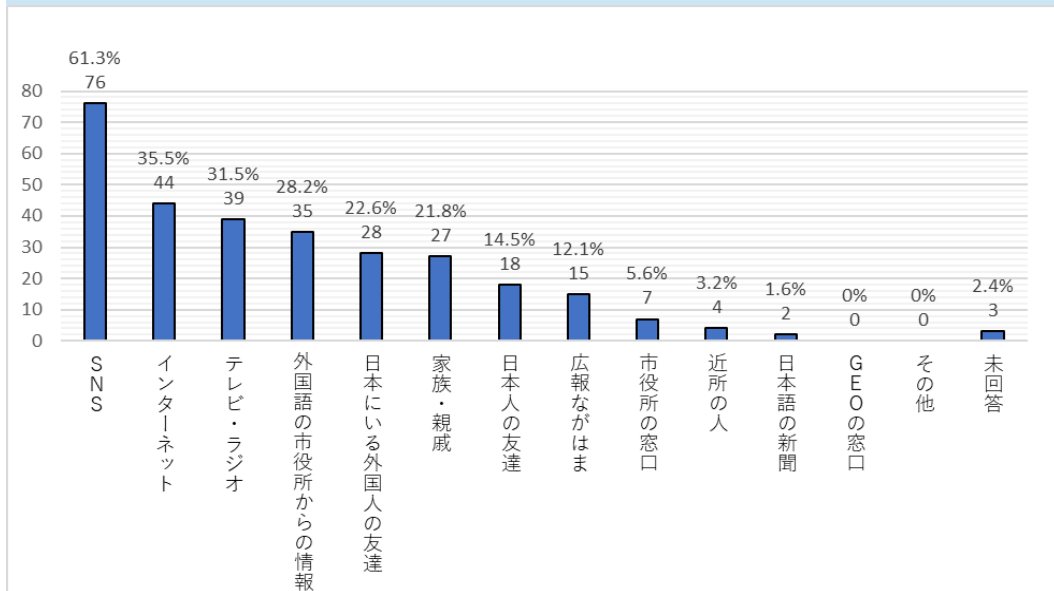
日本で暮らす外国人が生活情報を入手する方法は、SNSが73.4%と7割以上を占めている。





## ■災害情報の入手方法

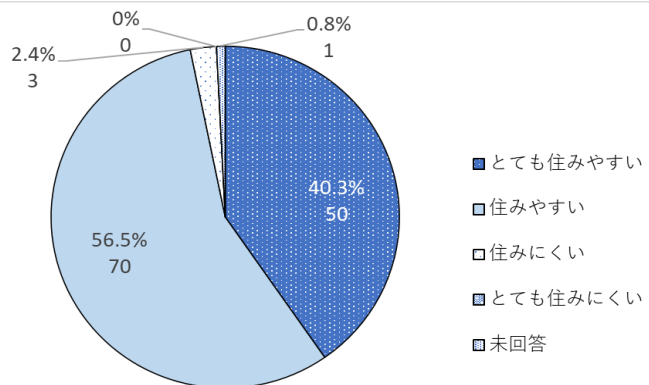
日本で暮らす外国人が被災時に情報を入手する方法は、SNSが61.3%と6割以上を占めている。



## 長浜での生活について

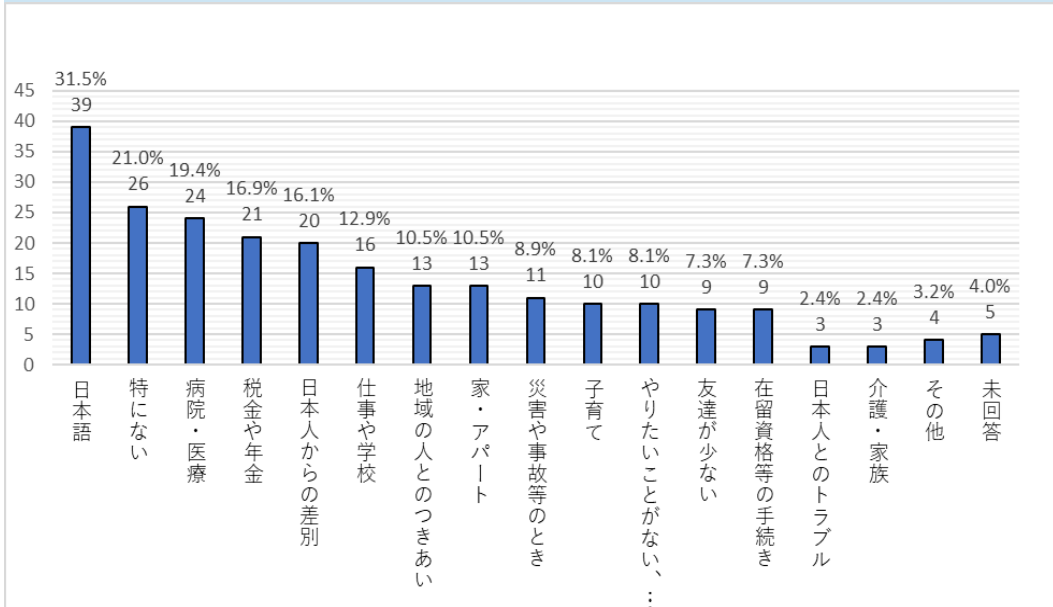
### ■住みやすさ

40.3%がとても住みやすい、56.5%が住みやすいと回答し、住みにくいと答えた人は2.4%と少数であった。



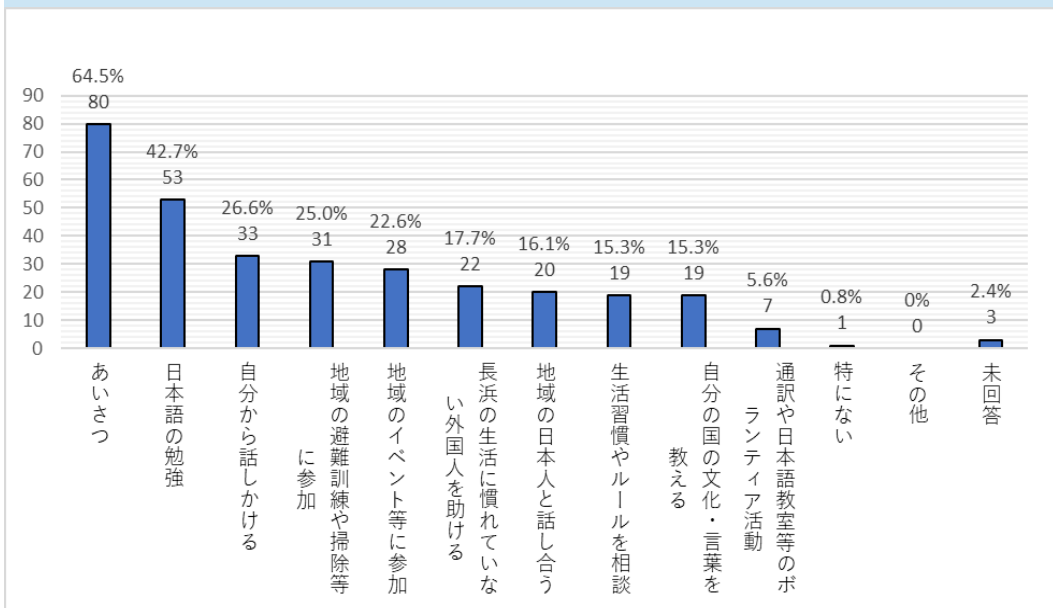
## ■生活の困り事

日本で暮らす外国人の生活における困り事は、日本語が31.5%と最も高く、特  
にないという意見も21.0%と次いで高かった。



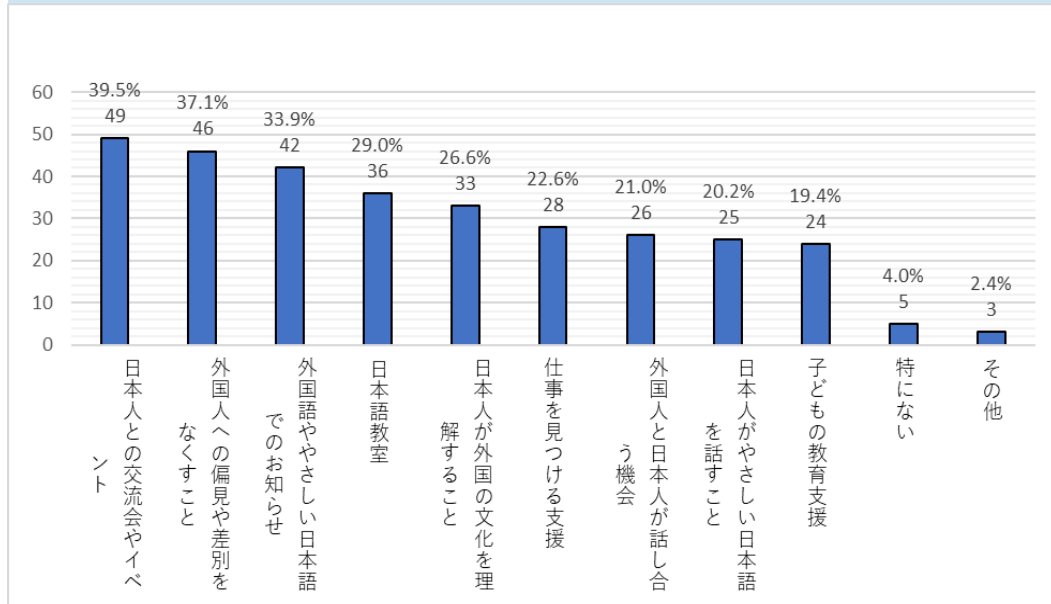
## ■近隣の日本人と生活に際し実践していること

長浜で暮らす外国人が近隣の日本人との生活に際し実践していることは、あいさつ  
が64.5%と最も高く、次に日本語の勉強が42.7%と高かった。



## ■長浜市への要望

長浜市で暮らす外国人が考える長浜市への要望は、日本人との交流会やイベントが39.5%と最も高く、次いで外国人への偏見や差別をなくすことが37.1%を占めた。



## ■その他の意見や要望

分類	意見
要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS などインターネット上に、もっと情報・お知らせがほしい。</li> <li>・ 子どもの為に何かしてくれたらうれしい。例えば安くて質の良いこども服店、屋内の遊び場、大きなショッピングモールなどがあればうれしい。</li> <li>・ 病院（出産等）、動物病院、学校等に通訳が必要。</li> <li>・ 外国人が問題に遭った時便利かつ迅速な援助がほしい。特に育児中で出会った問題について、外国人家族に対し年に一度子供の心理健康のサポートと道路安全教育をしてほしい。</li> <li>・ 住居、仕事、コロナウイルス感染症の状況、災害、福祉に関するお知らせを外国語で知らせてほしい。</li> <li>・ 図書館に英語の本をもっとおいてほしい。</li> <li>・ インターネットや Web での配信をもっと積極的にしてほしい。</li> </ul>

## 意見

- ・同世代の友達が見つげにくい。また情報の取り入れ方で、ネット・広報などを見た際、都市などは選択肢が多く興味あるページが探せるが、長浜はネット情報が古いためコミュニティ参加や仲間探しが難しい。
- ・こういったアンケートは非常に良いことだと思う。私たち外国人市民は共生のために、ルールを知り守ることを学ばなければならないと思う。
- ・ゴミの収集カレンダーやゴミの収集に関する情報は、地域の収集場所で掲示した方がいいのではないかと。そうすれば、新しく越してきた人もわかりやすいと思う。生活での困りごとが起こった時に外国人が相談できる窓口、事務所を設けたらどうか。
- ・社会保険がとても高い。
- ・日本人も外国の文化を理解し、日本人と地域の掃除・ボランティア活動などに参加し良い生活がしたい。日本が好き。
- ・バス路線案内でポルトガル語や多言語があると、その交通機関が利用でき、みんながバスを利用することにより排気ガスも減り環境にもやさしい。
- ・長浜と日赤（赤十字）はいい病院ながら、通訳がないので残念ながら避けている。そのため多くの方は治療をあきらめたり、受ける治療を理解できないままである。
- ・長浜市の物価は高いと思う。また円の価値が下がり、生活が大変になっている部分が多い。

## (2) 外国人労働者に関する企業調査結果

### 調査対象

企業内人権教育推進協議会加盟企業・事業所の内、令和3年度企業訪問の際、外国人を雇用していると回答があった企業(73社)及び市内人材派遣会社(52社)

### 調査期間

令和4年1月上旬～1月末

### 回収件数

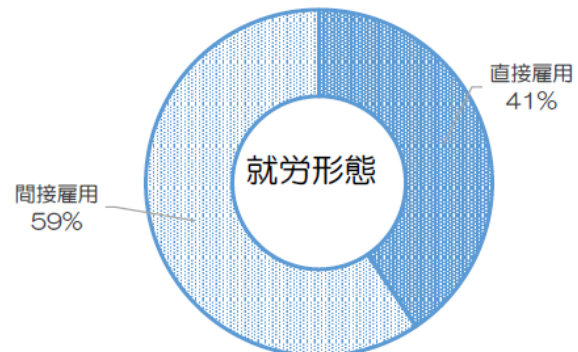
67件(53.6%) … 配布数125件

### 調査方法

アンケート用紙を郵送し、FAXまたは返信用封筒で返送

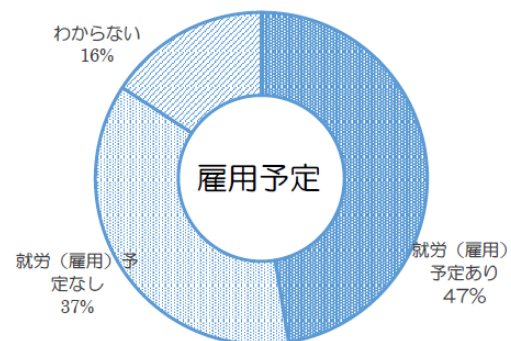
### ■外国人の雇用形態

- ・直接雇用数 451人
- ・間接雇用数 661人



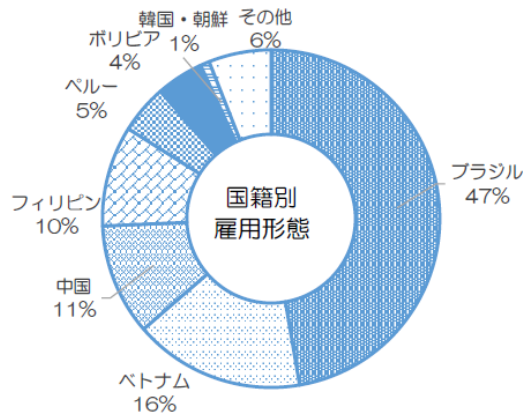
### ■外国人労働者の雇用に関する今後の方向性

- ・就労(雇用)を行う予定あり 47%
- ・就労(雇用)予定なし 37%
- ・わからない 16%



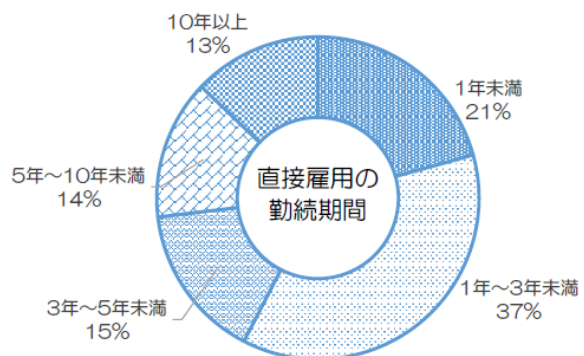
### ■国籍別外国人の雇用形態

- ・一番多いのがブラジル、次いでベトナム、中国、フィリピンとなっている。
- ・平成29(2017)年度と比較し、ベトナムが4位から2位と増加している。



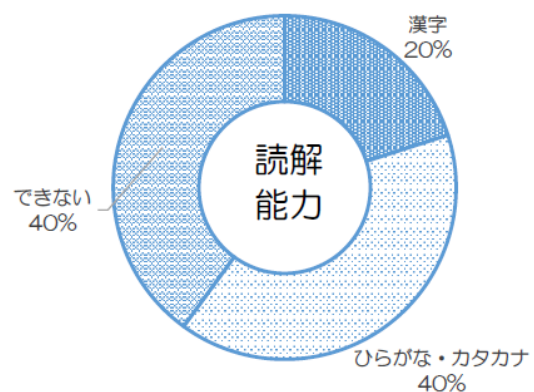
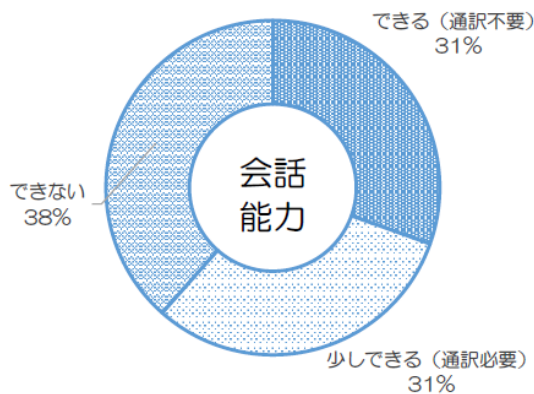
### ■直接雇用の勤続期間

- ・1年未満 21%
- ・1～3年未満 37%
- ・3～5年未満 15%
- ・5～10年未満 14%
- ・10年以上 13%



### ■直接雇用している外国人労働者の日本語能力

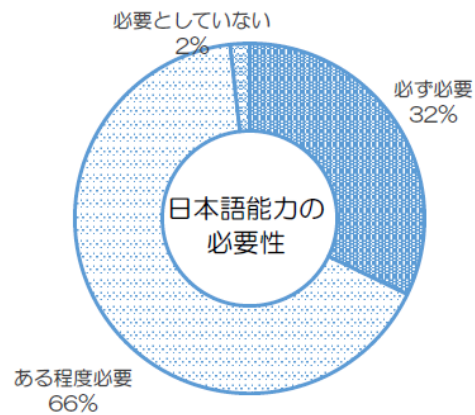
- ・通訳なしで日本語による会話ができる人は全体の31%。
- ・日本語がひらがな・カタカナ以上読める人は全体の60%。





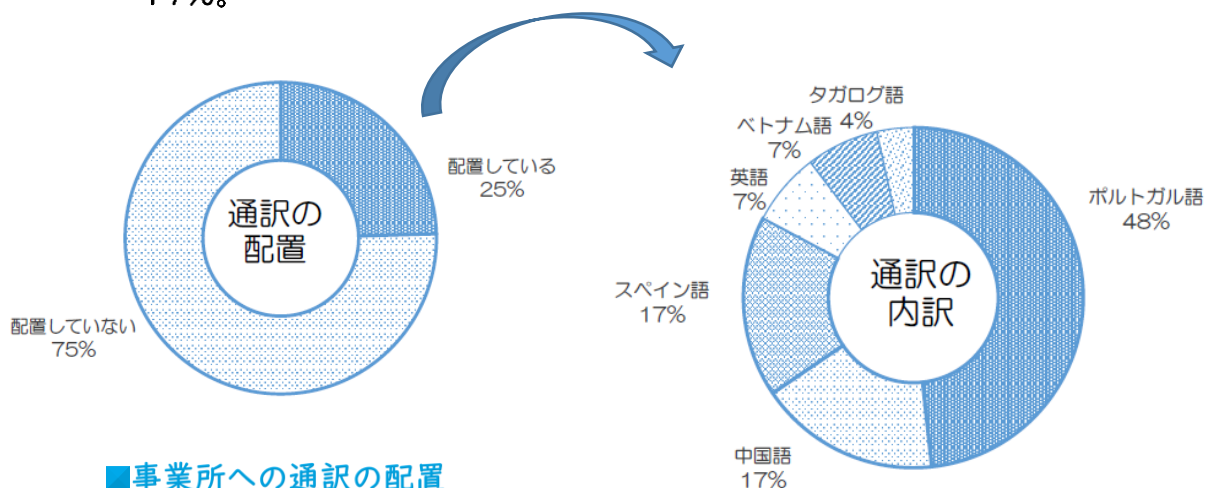
### ■業務上外国人労働者の日本語能力の必要性

- ・必ず必要 32%
- ・ある程度必要 66%
- ・必要としていない 2%



### ■事業所への通訳の配置

- ・通訳を配置しているとする企業は 25%。
- ・通訳の対応言語の内訳は、ポルトガル語が 48%、次に中国語、スペイン語が 17%。

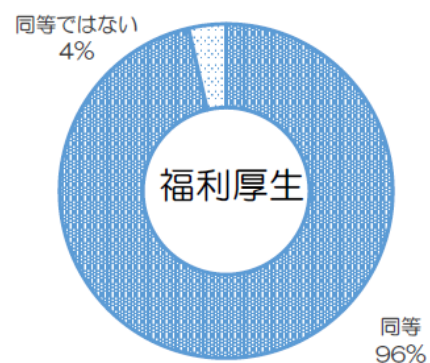


### ■事業所への通訳の配置

- ・日本人労働者と同等だとする企業が 96% という結果となった。
- ・日本人労働者と同等でないとする企業は 2社である。

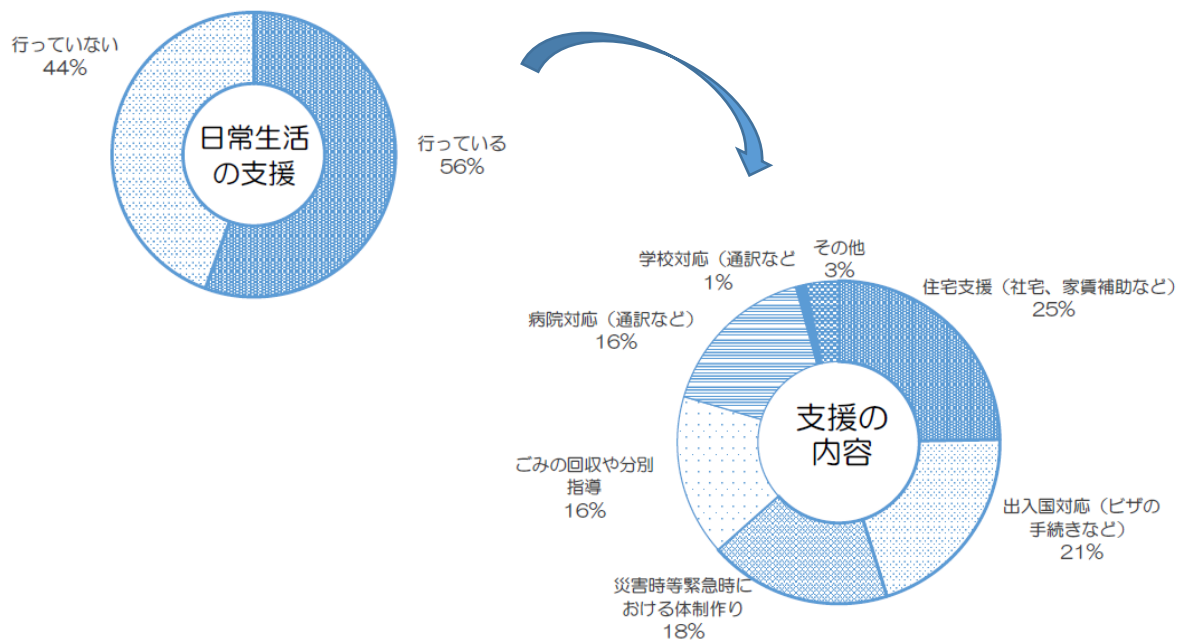
#### 【内容】

- ・正社員外国人は同等、パート・実習生は慶弔金がない。
- ・外国人に対してのみ、年数回食事会の実施。



## ■事業所で直接雇用している外国人に対する生活支援

- ・各種の支援を行っている事業所がある一方で、支援を行っていない事業所は44%あった。この中には、支援を必要としない外国人を雇用している事業所もある。
- ・その他の支援としては、「監理団体が行っている」、「就業先までのバス送迎」、「本人からの要望により対応」など。

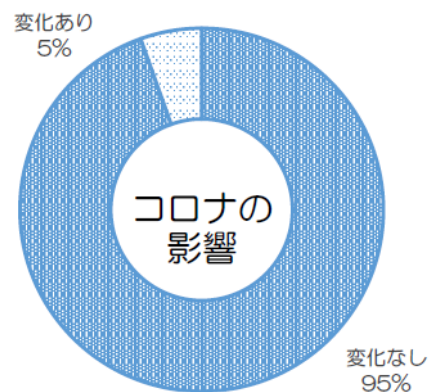


## ■新型コロナウイルスの影響による直接雇用している外国人労働者の雇用形態の変化

- ・雇用形態への影響がなかったと回答したのは95%。
- ・影響があったとする企業は3社である。

### 【内容】

- ・コロナによる帰国（2件）、休職（1件）





## ■その他の意見

- ・地元雇用を増やしたいが募集をしても人が集まらず、今後も外国人労働者に労働力を頼る必要がある。
- ・日本人が多い事務所の中で相談する人がいるか分からないが、まじめに勤務し、技術向上に努力されている。子供さんが一人おられるので、同年の人とか少し話しているようだ。日本語が少し話せる状態である。
- ・配属部署の受け入れ姿勢に温度差があり、未だに受け入れを拒否する場合がある。
- ・外国人の雇用については、前向きに取り組んでいる。製造業（派遣等）から転職希望される外国人から相談を受けるケースがあるが、賃金が見合わないことが大きな課題。就職を決める方は、賃金以外の労働条件や人と関わる仕事を求めることが多い。
- ・当社の業務については、日常会話や簡単なカタカナやローマ字を書くことが可能であれば十分。そのため、支援は行っていない。就労ビザに問題なければ、積極的に雇用しようと考えている。
- ・通訳の配置はしていないが、会話・説明能力が十分でない外国人労働者に対しては、他の教員が通訳の役目を果たしている。
- ・高齢者と1対1で対応する場面が多く、他スタッフのフォローが難しい場面が見られる。業務内容は日本人と同じなので、結婚して日本に在住している方が多い。コミュニケーション面で、日常会話が難しい。名前などは、ローマ字表記などの工夫を行っている。
- ・作業内容の説明など、すぐに理解して動いてくれるのですごく助かっている。
- ・日本で生まれ、日本語・外国語共に話せる人なら積極的に雇用しようと思っている。
- ・近年、外国人労働者の人数が増加しており、業務上の会話や資料の読解にサポートが必要な方がいる。そのため、通訳の配置や、資料の翻訳を行い対応しているが、引き続き外国人労働者が働きやすい環境づくりに取り組んでいきたい。
- ・近年、派遣先企業から日本人の方でとの要望が多くなっている。言葉の問題や作業手順の説明、その他細かい対応が出来ない企業も多い。翻訳版書類等がなかなか用意・対応出来ない。
- ・日本語能力は、派遣先により必要な就業先もあれば、そうでない就業先もある。

### (3) 多文化共生自治会調査

#### 調査対象

市内全自治会の自治会長

#### 調査期間

令和2年8月15日(土)～9月15日(火)

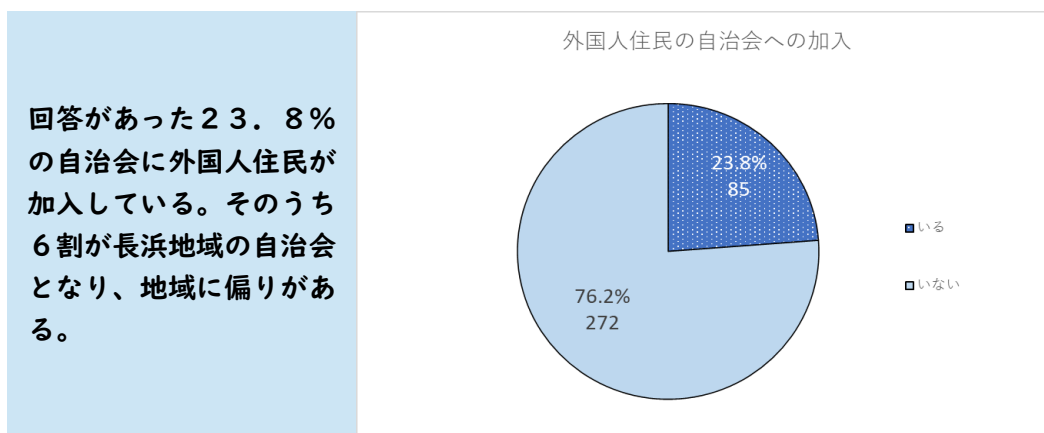
#### 回答件数

366/422自治会(86.7%)

#### 調査方法

書面によるアンケート調査(郵送回収)

#### ■自治会への加入

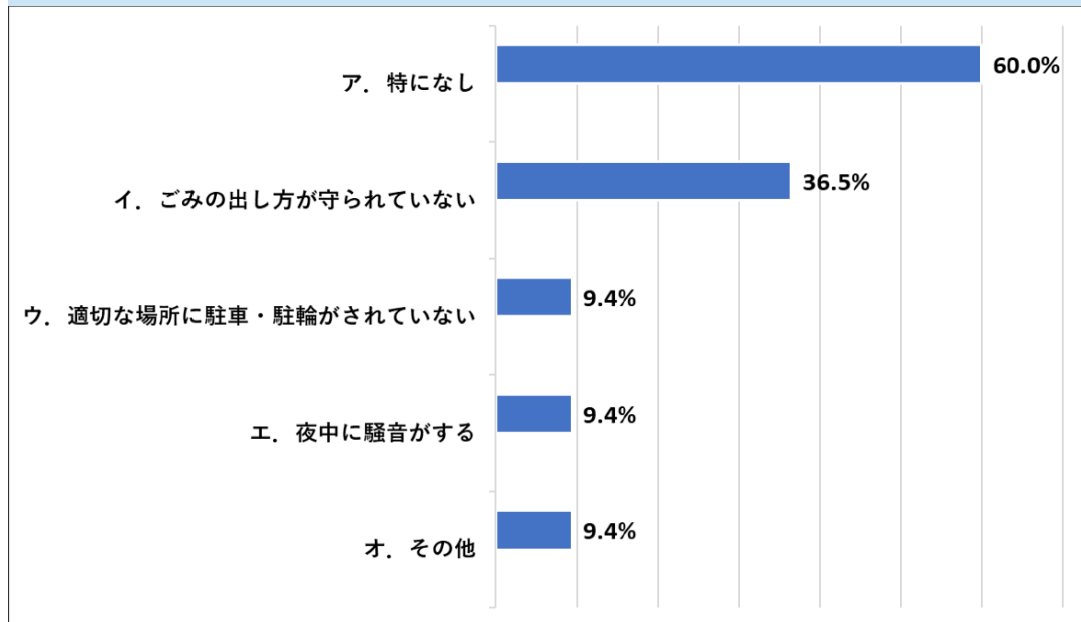


	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井	不明	合計
いる	59	6	3	2	5	3	2	1	4	0	85
いない	101	49	19	8	23	21	20	17	12	2	272
合計	160	55	22	10	28	24	22	18	16	2	357

※外国人市民が集住する55の自治会(外国人市民が20人以上、または外国人市民の占める割合が1割以上)の回答の内訳:加入している自治会(34)、加入していない(9)、無回答(12)。加入率は61.8%。

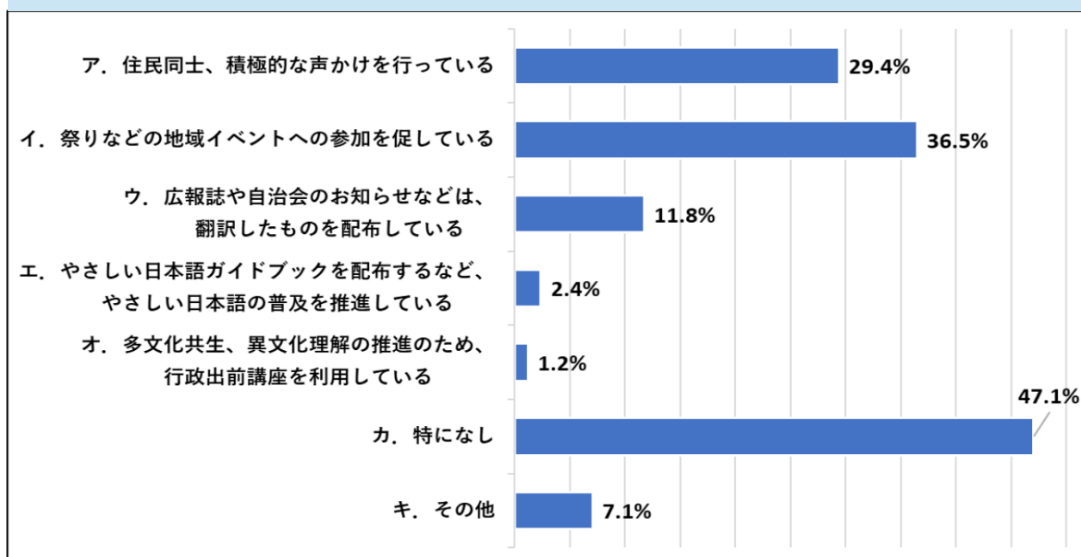
## ■文化や習慣が異なる外国人住民と暮らしていきなで困っていること

「特になし」が6割と最も多かった一方で、ごみの出し方については36.5%の自治会が困っていると回答があった。その他には、言語の違いによって自治会費や自治会行事についてうまく伝えられないなどの回答があった。



## ■外国人住民と共に暮らしていくための工夫について

「特になし」が47.1%と最も多かった一方で、外国人住民のいる約4割の自治会が祭りなどの地域イベントに参加を促すなど、地域住民として交流を深める工夫をされている。その他の意見として、組長や役員として貢献しているという自治会もあった。



## 2. 在留資格の一覧

在留資格とは、外国人が入国・在留して従事することができる活動または入国・在留できる身分または地域について類型化し、法律上明らかにしたものです。

在留期間とは、在留資格をもって在留する外国人が日本に在留することができる期間のことであり、許可される在留期間は在留資格ごとに定められています。なお、外国人は、許可された在留資格・在留期間の範囲内で活動を行うことができます。在留資格および在留期間は一覧表のとおりです。

資料) 出入国在留管理庁「在留資格一覧表」より抜粋 令和4年10月現在

### 一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格，上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動	ポイント制による高度人材 5年
	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって，我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	
		ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動する事業を自ら経営する活動	
	2号	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導又は教育をする活動	無期限

	<p>Ⅰ号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p>	<p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p>		
		<p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p>		
		<p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>		
経営・管理	<p>本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）</p>	<p>企業等の経営者・管理者</p>	<p>5年， 3年， 1年， 6月， 4月又は3月</p>	
法律・会計業務	<p>外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動</p>	<p>弁護士，公認会計士等</p>	<p>5年， 3年， 1年又は3月</p>	
医療	<p>医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動</p>	<p>医師，歯科医師，看護師</p>	<p>5年， 3年， 1年又は3月</p>	



研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年，3年，1年又は3月
教育	本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年，3年，1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授，芸術，報道の項に掲げる活動，この表の経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，企業内転勤，介護，興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等	5年，3年，1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年，3年，1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年，3年，1年又は3月
興行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等	3年，1年，6月，3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等	5年，3年，1年又は3月

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年, 3年, 1年又は3月	
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年, 6月又は4月
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年, 1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業	技能実習生	法務大臣が個々に



		単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
--	--	---	--	--

四の表（非就労資格，上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学，短期大学，高等専門学校，高等学校，中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号，この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年，6月又は3月
家族滞在	一の表の教授，芸術，宗教，報道，二の表の高度専門職，経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，技術・人文知識・国際業務，企業内転勤，介護，興行，技能，特定技能2号，三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月

### 3. 用語解説

用語	解説
<b>(英語)</b>	
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。似た用語に IT (Information Technology) があるが、同義語である。
SNS	「Social Networking Service」の略称で、Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスの総称。代表的なサービスは Facebook、Twitter が挙げられる。
<b>か行</b>	
外国人技能実習制度	日本で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として 1993 年に創設された外国人を受け入れる制度のこと。
外国人登録者	市内に住む外国人について、平成24年7月の住民基本台帳法の改正及び外国人登録制度の廃止により、平成24年6月以前は「外国人登録者」、それ以降は「外国人市民」と表記する。
監理団体	技能実習生を受け入れ、その活動及び受け入れ企業へのサポート等を行う非営利団体のこと。
キャリア教育	キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自分らしい生き方を実現していくことをいう。キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
<b>さ行</b>	
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連で採択された、平成 28 年 (2016 年) ~ 令和 12 年 (2030 年) までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) を設定。
<b>な行</b>	
ニューカマー	1980年代以降に来日し、定住した外国人を指す。